

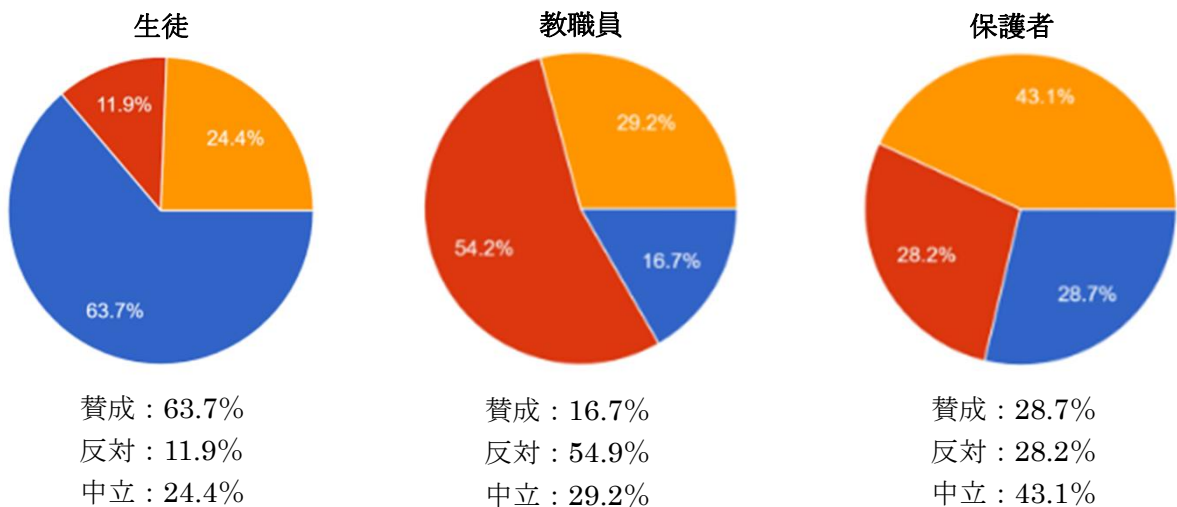
<p>〈校訓〉 感動 〈教育目標〉 志をしなやかに育む生徒</p> 	<p>R6学校だより 2月号</p> 	<p>清水町立清水中学校 駿東郡清水町堂庭 267 番地 TEL055-975-1073 FAX055-975-1334</p>
--	--	--

○学校討論会～学校行事にスマホを持ってくることについてどう考えるか～

2月5日(水)、来年度以降の宿泊を伴う学校行事にスマホを持ってくることについて学校討議を行いました。1年生、2年生の全生徒と教職員に加え、PTAの役員さんにも保護者代表として参加していただきました。

今回の討論会は、スマートフォンを持っていくことによって、宿泊行事のねらいである「行事前・行事当日・行事後を通して、行事に関わるすべての人が気持ちよく過ごすことができること」が達成できるかどうかということに焦点を絞って話し合いました。討論会に先立ち、生徒、教職員、そして保護者の皆様にも生徒会本部から「宿泊行事にスマートフォンを持っていくことに賛成か」というアンケートを実施いたしました。ご協力ありがとうございました。事前アンケートの結果からは、生徒と教職員の立場の違いで考えが大きく違うことや、保護者が判断に悩んでいることがよくわかります。

〈事前アンケートの結果〉 賛成：青 反対：赤 どちらも言えない(中立)：オレンジ



事前アンケートの内容を参考にしながら、討論会ではスマートフォンを持っていくことのメリット・デメリットについての話し合いでお互いの考えを共有していきました。

メリットとしては写真を撮ることができること、班別研修で自分の場所を確認できること、電子マネーの利用によって現金を持ち歩かないで済むことなどが挙げられました。一方、デメリットは、夜遅くまで起きていたり仲間といるときもスマホを使ってしまったりして行事の目的が達成できないことなど、ルールを守ることにに関する意見が多く出ました。そこで、話題を「ルールを守るための取組」に変えて討議を重ねました。かなり難しい内容に踏み込みましたが、話題について生徒が一生懸命考える姿が見られました。

宿泊行事へスマートフォンを持っていくかどうかについての結論は、新年度の学年で決定していきます。今回の討論会の内容を踏まえながら、各学年の宿泊行事の内容や方法に応じて柔軟に判断していきます。その際には、生徒と話し合ったり、保護者の皆様のご意見をうかがったりいたしますので、ご協力をお願いいたします。

○きまりの変更 ～ 冬の防寒着 コート・インナー ～

防寒着についてのきまりが変更になりましたのでお知らせします。今まで制服の上に着るコート類は禁止となっていたましたが、生徒の体調管理を優先させるために自分の判断で着用しても良いことにしました。また、吸湿発熱繊維のインナーなどは体操服やハーフパンツから見えないように指導してきましたが、時代とともに素材や着方が変わってきましたので見えても構わないこととしました。つきましては新しいきまりをご確認いただき、お子さんと相談の上対応いただけますようよろしくお願いいたします。

【防寒着】

- (1) セーター・ベストを制服の下に着用する場合、色は華美でなく、無地またはワンポイント・ワンラインのものにしましょう。
※セーター・ベストのみでは過ぎません。
- (2) 吸湿発熱繊維やタイツなどのインナーを着用する場合、半袖の体育着やハーフパンツから見えても構いませんが、柄物を避けた黒や白を基調とし、だらしなくならないようにしましょう。
- (3) 手袋（5本指の物）、マフラー、ネックウォーマー、帽子（ニット帽を含む）や耳当ては、安全上問題がないように着用しましょう。（教室内では外しましょう。）
- (4) 制服の上にウィンドブレーカーの上着やコート（ベンチコートは不可）、ジャージの上にウィンドブレーカーの上着を着用しても構いませんが、必ずそれらの下に制服やジャージを着用しましょう。

○学校からのお知らせ

令和7年度の学校におけるアレルギー疾患に関する対応について

学校では、平成22年度よりアレルギー疾患を有する児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、「学校生活管理指導票（アレルギー疾患用）」を活用した対応を行っています。気管支ぜんそく、食物アレルギー、アナフィラキシーのアレルギー疾患を有し、主治医の指導により配慮や管理が必要であり学校での対応を来年度、新たに希望される場合は、必要な手続きを行いますので、学級担任へ申し出てください。必要な書類をお渡しします。

※1年生、2年生には、学年だよりでもお知らせしましたが、大切な内容なのでお伝えします。

体罰についての情報提供のお願い

※1月号と同じ内容です

本校では、「体罰」に関する情報を収集、確認して、体罰の防止及び生徒理解に基づく指導の徹底を図っております。令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月9日)に、ご自身のお子様に関して、体罰と思われる事案がありましたら、3月10日(月)までに教頭へご連絡願います。

〈 学校討論会の様子 〉

